

建設委員会 所管事項

【都市建設部】

1 災害に強いまちづくりを進める。

- (1) 総合水防訓練や部内研修を通じて職員の防災意識や技術力を向上させるとともに高台まちづくりを推進し、風水害対策等の危機管理体制の充実を図る。
- (2) 足立区無電柱化推進計画に基づき、都市防災機能の強化及び快適な歩行空間の確保等を図る。
- (3) 建築物の耐震化や感震ブレーカーの設置を進めることで、震災時の家屋倒壊及び電気火災から区民の人命を守り、災害に強いまちづくりを推進する。
- (4) 密集市街地の防災性の向上や住環境の改善を目指し、防災生活道路・公園の用地買収や整備等を行う。
- (5) 不燃化特区制度（足立区中南部一帯地区及び西新井駅西口周辺地区）の活用により老朽建築物の除却や不燃化建替えの促進を図る。
- (6) 防災上重要な都市計画道路の沿道に都市防災不燃化促進事業を導入し、建築物の不燃化を進め、延焼遮断帯の形成と避難路の確保を図る。

2 多様な人が住みやすい地域特性に配慮したまちづくりを進める。

- (1) 綾瀬・北綾瀬エリア、花畑エリア、江北エリア、西新井・梅島エリアなどエリアデザインによるまちづくりを積極的に進めていく。
- (2) バリアフリー事業の推進や心のユニバーサルデザイン、心のバリアフリーの周知、啓発を行うことでユニバーサルデザインの考え方の普及を図る。
- (3) 竹ノ塚駅付近鉄道高架化事業により踏切が解消されることで東西一体となったまちづくりを進めていくため、駅周辺地区の将来像について関係機関との協議を行う。
- (4) 空き家対策や居住支援の促進など、住宅関連施策を着実に推進していく。

3 環境に配慮したまちづくりを進める。

- (1) 第三次足立区緑の基本計画に基づき、計画的に公園改修を進め、魅力ある地域の公園を整備する。
- (2) オープンスペースの少ない地域の公園整備を促進するため、地区計画で位置付けた東六月町第二公園及び舎人三丁目第二公園を都市計画公園として計画的かつ着実に整備する。

4 その他

都市建設部については、令和6年度所管事務概要107ページから126ページに記載